

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月、8年8月及び同年9月並びに同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年2月まで
② 平成3年4月
③ 平成8年8月及び同年9月
④ 平成8年12月

平成2年4月から働き始め、最初は収入が少なく国民年金保険料は納めることができなかったが、1年後ぐらいに収入が安定したので、国民年金に加入して保険料を口座振替で納めるよう手続するとともに、申立期間①及び②の国民年金保険料は、毎月9,000円ぐらいを市役所で納付していた。

申立期間③及び④については、平成9年11月に市役所の国民年金窓口で未納期間を確認して、納付書をもらい市役所内の銀行で納めようとしたが、すべては納められなかったため、残りについては一度自宅に戻り、母親から4万円ほど借りて市内の銀行で納付したので、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④は、いずれも1、2か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月ごろ払い出されており、申立人は、払出直後の3年5月10日に同年3月の保険料を過年度納付したことが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立期間当時、一般に現年度保険料については、市町村による納付勧奨が行われており、現年度保険料である申立期間②の保険料を申立人が納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の平成6年3月の保険料については、市の国民年金収納簿には納付の記載が無く、社会保険庁のオンライン記録は納付済とされていることから、申立人は当該保険料を過年度納付したと考えられ、申立人が保険料の未納が無いよう配慮していたことがうかがえる。

加えて、申立人が、平成9年8月及び同年9月の保険料を、同年11月25日に納付したことが社会保険庁のオンライン記録で確認できるところ、同時に、申立期間③及び④の納付書が申立人に渡されたと考えられ、申立人が9年8月及び同年9月の保険料とは別に納付したとする金額は、申立期間③及び④の保険料額とおおむね一致する上、納付の経緯、納付方法等の供述に不自然さはなく、9年11月25日に申立期間③及び④の保険料も同時に納付したと考えることが自然である。

- 2 一方、申立期間①については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料は申立人自身が納付していたと述べているが、国民年金保険料の納付方法等についての申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月、8年8月及び同年9月並びに同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月21日から同年6月1日まで

昭和38年7月にC社（現在は、D社）に入社し、47年途中で同社の関連会社であるA社B事業所の設立のため出向となり、50年10月まで勤務した。途中で退職した記憶は無く、給与の支給も受けており、厚生年金保険加入期間が無いことに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の申立人に係る厚生年金保険の加入記録は、昭和47年4月21日にC社で資格喪失、同年6月1日にA社B事業所で資格取得していることが確認できるところ、雇用保険の加入記録は、昭和47年4月20日にC社で資格喪失、同年4月21日にA社B事業所で資格取得の手続を行っていることが確認できる。

また、C社が保管するA社B事業所の厚生年金保険資格取得確認通知書において、申立人及び申立人と同日にC社からA社B事業所へ出向となった元同僚とともに、同社での厚生年金保険資格取得が昭和47年6月1日付けで申立人と同じ申立期間の厚生年金保険の加入期間が欠落していることが確認できるが、C社が保管するA社B事業所の厚生年金保険資格取得確認通知書には、元同僚の資格取得日が、昭和47年4月21日から同年6月1日と訂正されていることから、本来は同年4月21日付けでA社B事業所の資格取得の手続を行う

予定であったことがうかがわれ、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 6 月 1 日以前に申立人及び元同僚の厚生年金保険を加入させることができなかったものと推認できる。

さらに、申立人が昭和 40 年 9 月に、C 社から関連事業所の E 社へ出向し、41 年 12 月に C 社へ復帰した際には、厚生年金保険被保険者の喪失及び取得並びに雇用保険の喪失及び取得記録は一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 47 年 4 月資格喪失時の C 社及び同年 6 月資格取得時の A 社 B 事業所での社会保険事務所の記録より 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A 社 B 事業所は、申立期間は厚生年金保険適用事業所としての記録が無いが、当時の厚生年金保険法による適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間において A 社 B 事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 4 月及び同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月21日から同年7月1日まで

昭和48年4月21日から59年4月1日まで、A社B事業所に継続して勤務していたが、49年3月21日から同年7月1日までの厚生年金保険被保険者記録が抜けている。申立期間の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書及び申立人の同僚等の供述により、申立人は、A社B事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額により、7万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B事業所は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は物の販売及び修理等の事業を行う個人事業所であり、昭和49年5月に法人事業所となった以前からも5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所で

ありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀国民年金 事案 410

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月、62年5月、同年9月及び平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月
② 昭和62年5月
③ 昭和62年9月
④ 平成元年4月

親に勧められて昭和61年9月ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料はA市から送付された納付書により銀行窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを憶えているので、申立期間について社会保険庁の記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していたA市において国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、A市において申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらず、加入手続の際に国民年金手帳の交付を受けた記憶も曖昧であるなど、加入状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年1月ごろB市において払い出されており、申立人は昭和61年9月にさかのぼって国民年金に加入していること及び申立期間(①から④まで)の記録が平成5年3月に入力されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、国民年金保険料の未納期間が判明した時点(平成5年3月)において、申立期間は時効により納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年2月まで
社会保険庁の記録では、昭和45年5月から48年2月までの期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間当時、居住していた地区では、毎月、母子連盟による国民年金保険料の集金が行われており、母子連盟の役員を通じて保険料を納付していた。申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和43年6月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、48年3月19日に国民年金に任意加入したとの記録で一致しており、申立期間当時、申立人は任意加入対象者のため申立期間は未加入期間となり、A市において、申立人の保険料にかかる納付書の作成等を行われず、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人は、居住していた地区の母子連盟の役員を通じて国民年金保険料を納付したと供述しているが、当時の地区母子連盟の役員に連絡が取れず、集金状況等が確認できないため、国民年金の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から同年10月まで

平成7年7月に会社を退職後、市役所の国民年金課へ電話したところ「将来もし死亡したとき、国民年金を納付していないと遺族年金が受給できないことがあるので、国民年金は加入したほうがよい。」と説明を受けた。

国民年金保険料は、市役所から送付されてきた納付書により、金融機関の窓口で納付した記憶があり、未加入となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁及び市役所の記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、ほかに申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる申立人の妻は、申立人の加入手続についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 12 日から 50 年 2 月 1 日まで

昭和 49 年 9 月 12 日に A 事業所を辞めすぐに B 事業所に勤務した。その後 B 事業所が分離したので C 事業所勤務となった。社会保険事務所で B 事業所の厚生年金保険の記録を確認したところ、私の記録は無いとのことだった。

当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間に B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 事業所の所長は死亡し、また、同事業所はすでに全喪しており、申立期間に係る賃金台帳等が保管されておらず、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない上、申立人も申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かを記憶しておらず、給与明細書など、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料を所持していない。

また、当時の同僚は「申立人は勤務していたが、厚生年金保険の加入については当時の事務長しか分からないと思う。」と供述しており、当時、社会保険の手続をしていた B 事業所の事務長も「30 年前のことで、全く記憶に無い。」としている。

さらに、同僚の供述によると、当時 B 事業所には 20 人ほど勤めていたとのことであるが、申立期間に資格を取得している者が 15 人であり、B 事業所で

は当時全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所の保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い上、同事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから 35 年 12 月ごろまで
昭和 32 年 4 月ごろから 35 年 12 月ごろにかけて、叔父が経営する A 社に勤務した。申立期間中に、父親が経営していた B 社が A 社と合併することになり、両親や従業員とともに A 社に異動した。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元同僚の供述及び申立人の母親の同社での厚生年金保険被保険者記録から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業し、申立人に係る賃金台帳等申立人が当該申立期間に係る厚生年金保険料を控除されている資料は無い上、申立人も同社の給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、申立期間に係る同名簿の整理番号に欠番は無く、同社で一緒に勤務していたとする申立人の父親の氏名も同名簿に記載は無い。

さらに、A 社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 4 月 1 日であり、これ以前の期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所では無い。

一方、申立期間のうち、昭和 32 年 4 月ごろから 35 年 3 月までの期間について、申立人は、「B 社は社会保険に加入していなかったようであり、B 社から A 社へ異動した時期についても定かでない。」と供述しているところ、社会保険事務所において、B 社が厚生年金保険の適用事業所であったことは

確認できない。

加えて、A社の事務担当者とは連絡が取れず、申立人の両親も死亡している上、申立人はB社での同僚の氏名を記憶しておらず、B社及びA社への異動の経緯や勤務実態等について、供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 11 月末から 61 年 10 月ごろまで
(A 事業所)
② 平成 2 年 10 月ごろから 5 年 3 月ごろまで
(B 事業所)
③ 平成 13 年 5 月ごろから 15 年 4 月ごろまで
(C 事業所)
④ 平成 13 年 6 月ごろから 15 年 5 月ごろまで
(D 事業所)

申立期間①は、A 事業所にてマーケティングの仕事をしていた。同社は E 社の子会社であり、厚生年金保険の加入手続きを行っていないはずはない。

申立期間②は、B 事業所にて A 事業所と同様の仕事をしていた。自分は副社長であった。

申立期間③は、C 事業所にて社長代行事務を行っていた。

申立期間④は、D 事業所に勤務していたのは間違いない。

申立期間①、②、③及び④すべてにおいて厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該事業所は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等は確認できない上、申立期間当時に社会保険事務を委託していたと考えられる社会保険労務士事務所も「昔の記録なので分からない。担当していた社会保険労務士についても分からない。」と供述していることから、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

また、社会保険事務所の記録において、当該事業所が申立期間に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録において、申立人の記録は無い。

さらに、申立人は「私はA事業所において、1日9時間から12時間働いていた。1か月に25日くらい勤務していたと思う。」と供述しているものの、申立人を記憶する同僚は「申立人は請負のような形態でもあったし、正社員ではなかったと思う。また、厚生年金保険には加入していないと思うし、毎日会社にもいたわけでもない。」と供述している。

申立期間②について、社会保険庁の記録によれば、B事業所の厚生年金保険が適用されていた期間は平成2年6月1日から4年9月21日までとなり、同社は申立期間②の一部において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所の元従業員は「B事業所は平成4年9月21日をもって他社に吸収合併されているため、平成5年までは会社は存続していない。」と供述している。

さらに、申立人は、「B事業所の近くに自分の作業所があり、弟子と二人で仕事をしていた。出社要請があれば、B事業所に出社していた。」と供述している。一方、申立人を記憶する同僚は「申立人はB事業所において重要な役職ではあったが、非常勤形態だったと思う。私の部下に関しては社会保険に加入するよう担当者に強く進言したが、申立人は私よりも上の役職だったし、会社が申立人と打ち合わせて決めることと考えたので、申立人に関しては私から進言はしていない。また、当時社会保険に関することを行っていた当時の代表取締役は従業員を社会保険に加入させることに積極的ではなく、理解させるのに苦労した。」と供述している。

加えて、申立人のB事業所に係る雇用保険被保険者記録は無い上、同社に係る申立期間当時の代表取締役とは連絡が取れず、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は確認できないことから、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

申立期間③について、社会保険事務所の記録によれば、C事業所の社会保険の適用は平成9年10月1日から12年6月3日までの期間となり、同社は申立期間③において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所は既に廃業しており、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は確認できないことから、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

さらに、申立人は「最初の1、2か月だけ給与をもらったが、その後はもらえなかったため、D事業所に勤務するようになった。C事業所において自分は厚生年金保険には加入していない可能性がある。また、国民健康保険に加入していたのではないか。」と供述している。

加えて、申立人のC事業所に係る雇用保険被保険者記録は無い。

申立期間④について、D事業所は既に廃業しているため、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は確認できないことから、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所の社会保険適用は平成12年12月1日から13年9月19日までとされており、同社は申立期間④の一部において厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人は「給与は50万円が2回支払われただけで、そのうち50万円は従業員へ給与として支払った。給与として50万円を請求したら50万円をもらっていた。」と供述している。申立人を記憶する元経理・社会保険事務担当者は「申立人は自分と入れ違いでD事業所に入社したと思う。仮に彼が平成13年6月に入社していたとしても、私は彼の資格の取得や喪失の手続きをした記憶はない。申立人の記憶違いだと思うし、賃金台帳にも彼に関する記載は無かったと思う。」と供述している。

加えて、申立人のD事業所に係る雇用保険被保険者記録は無い。

なお、申立期間④は申立期間③と一部重複しており、申立期間③において申立人は「国民健康保険に加入していたのではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 13 日まで
(A社)
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 41 年 8 月 12 日まで
(B社)
③ 昭和 42 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
(B社)

60 歳になり、社会保険事務所で年金の手続きに行ったときに、脱退手当金を受給しているのでA社及びB社の分の年金はもらえないと言われた。脱退手当金を受給したはずがないと言ったが、脱退手当金を払っているの一点張りであった。

私は脱退手当金を受給していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

また、2回の脱退手当金の支給記録について、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から、それぞれ約2か月後、約9か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、脱退手当金支給後に厚生年金保険に再加入するたびに別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人は昭和44年3月ごろ国民年金に加入しているが、その際の資格取

得日は申立人が 20 歳に到達した 40 年 1 月となっていることを踏まえると、その時点において、申立期間について厚生年金保険被保険者期間との認識があったものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。